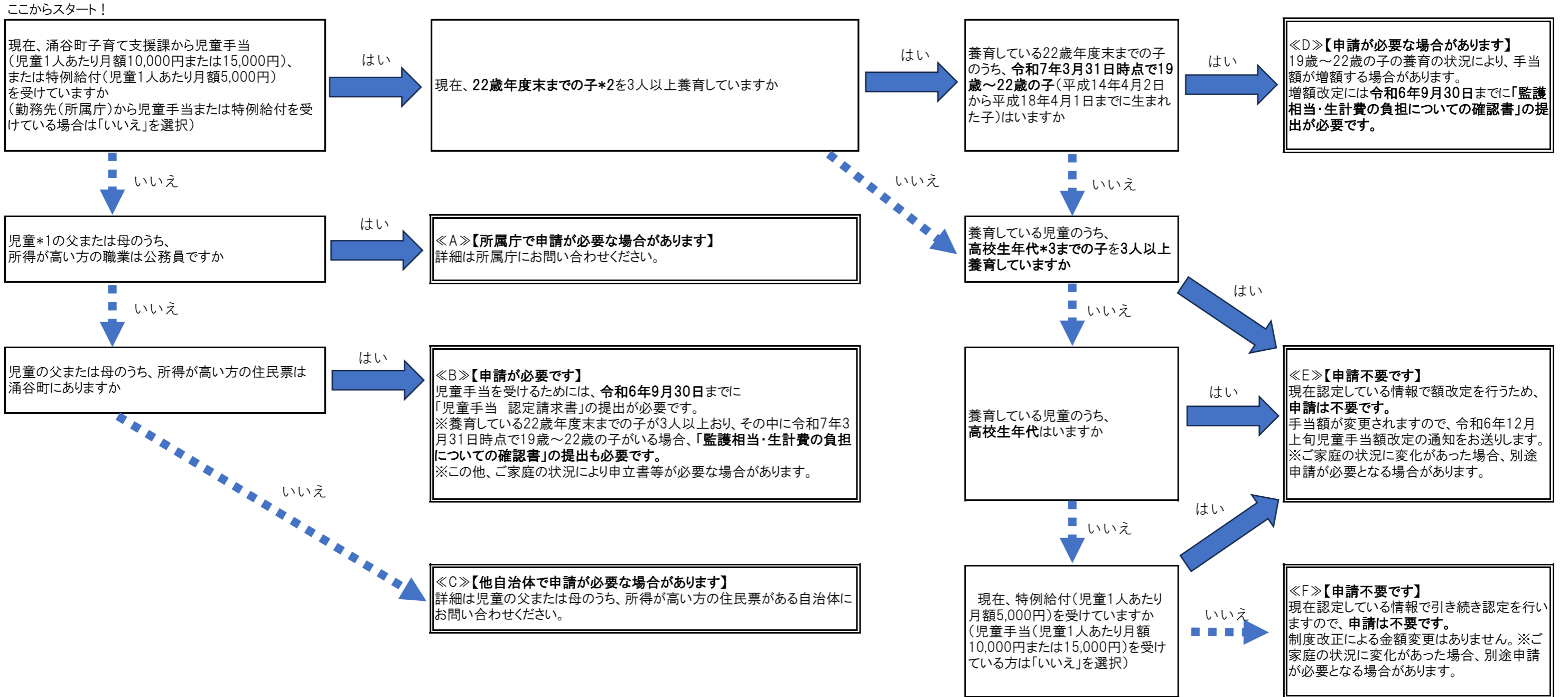


# 令和6年度 児童手当制度改正フローチャート

児童手当の考え方  
 児童手当は原則的に養育している児童\*1(生活の面倒を見ている児童)の父、母のうち、生計の維持の程度が高い方(所得が高い方)が受給者となります。  
 ※受給者と児童が別居している場合でも、仕送り等により児童の生活の面倒を見ている場合は「支給の対象となります。※別途申立書が必要です。



## ◎用語の説明

\*1 『児童』…………… 0歳から18歳までの児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

\*2 『22歳年度末までの子』…… 0歳から22歳までの子(平成14年4月2日以降に生まれた子)

\*3 『高校生年代』…………… 15歳から18歳までの児童(平成18年4月2日から平成21年4月1日に生まれた児童)、高校に在学していない場合や別居している場合も含む。

※ 令和6年5月分(6月支給分)児童手当(または特例給付)受給者のうち、令和6年度所得により令和6年6月分から同年9月分までの手当(10月支給分)を受け取れない方においては、個別に児童手当資格消滅通知書と併せて奨励通知を送付しています。

※ 個別の事情がある方など、不明な点がありましたら子育て支援課までお問い合わせください。